

# 豊中市立野田小学校 PTA 会則

## 第1章 名 称

第1条 本会は豊中市立野田小学校 PTA と称する。

## 第2章 目 的

第2条 本会の目的は次のとおりとする。

- 1.学校教育ならび家庭教育等について教職員、保護者相互の理解を深める学習をする。
- 2.教育に関する社会環境の改善整備に必要な活動を行う。

## 第3章 方 針

第3条 本会は日本国憲法と教育基本法の精神に基づき次の方針に従って活動する。

1. 本会は自主独立の民主団体としていかなる団体・機関・個人からも干渉を受けず、また干渉しない。
2. 本会は政治的、宗教的中立を守り営利的活動に関与しない。
3. 本会は会員の密接な協力のもとに活動を行う。
4. 本会はその目的達成のため本校教職員集団、校長、その他団体、機関等と協力する。
5. 本会のすべての会議は公開を原則とする。

## 第4章 会 員

第4条 本会の会員となることのできるものは次のとおりである。

1. 野田小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者。
2. 野田小学校に勤務する教職員、ならびに本校に勤務し入会を希望する者。

第5条 1. 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

2. 会員は P T A 行事及び P T A に関連する行事には必ず年 1 回以上は参加する。

## 第5章 会 計

第6条 本会の経費は会費その他の収入をもってこれにあてる。

第7条 本会の会費は一家庭あたり月額 2 0 0 円とする。

第8条 本会の予算は運営委員会において編成し、総会の承認を得なければならない。

第9条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

## 第6章 役 員

第 10 条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会 長
2. 副会長

3. 書 記

4. 会 計

第 11 条 各役員の任期は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄の 1 年とする。但し、再任は妨げない。

第 12 条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を処理し、運営委員会の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 書記は議事並びに本会の活動に関する重要事項を記録し保管する。
4. 会計は総会で決定した予算に基づいて本会の会計事務を処理する。

## 第 7 章 役員を選出

第 13 条 役員を選出は次の方法によって行う。

1. 毎年 10 月に選挙管理委員会を設ける。
2. 選挙管理委員会は運営委員会の推薦に基づき会長が委嘱し、その定数は 3 名とする。更に委員の互選により委員長を選出する。
3. 選挙管理委員の氏名は委員会の設立後、速やかに全会員に通知する。
4. 役員に立候補の意志のあるものは、本人又は推薦者が選挙管理委員会に届出る。
5. 役員の補欠選出は運営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。
6. 過去、役員を任期満了まで務めたものは、役員、会計監査委員及び正副委員長就任は免除される。

## 第 8 章 会計監査委員会

第 14 条 本会の経理及び予算の執行を監査するために会計監査委員数名を置く。

第 15 条 会計監査委員は総会において承認を受け、互選により委員長を選出する。

- 第 16 条
1. 会計監査委員の任期は 1 年とする。但し、再任は妨げない。任務はその年度の会計を随時監査し、運営委員会において必要があれば監査報告を行い決算総会において決算監査報告を行う。
  2. 過去、会計監査委員を任期満了まで務めたものは、役員、会計監査委員及び正副委員長就任は免除される。

## 第 9 章 総会

第 17 条 総会は全会員により構成されるこの回の最高決議機関である。

1. 定期総会 会長の収集により毎年 1 回 5 月に決算の承認、役員を選任を行い、活動方針案、予算案その他の重要事項を審議し決する。
2. 臨時総会 会長が必要と認めたとき又は会員の 10 分の 1 以上の要請があった場合に開催し、緊急事項を審議する。
3. 議長の選出 議長は会長の指名により、出席者の同意を得て選出する。

第 18 条 総会は出席者数を超えない範囲の委任状を含め、会員総数の 10 分の 1 以上の有権者数を必要とし、議決は総会有権者数の 2 分の 1 以上の同意により成立する。

## 第10章 運営委員会

- 第19条 運営委員会は役員及び各委員会の委員長1名、副委員長2名、教職員代表2名と、校長、教頭を以て構成員とする。
- 第20条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関で議決権を有する構成員の2分の1以上の出席を必要とし、議決は出席者の2分の1以上の同意により成立する。
- 第21条 運営委員会は会則並びに総会の決議に基づいて本会の事業を運営するため、総会議案の作成、各委員会の事業計画、その他重要事項について審議する。
- 第22条 運営委員会は必要に応じて月1回を上限として開催する。会長又は運営委員会の3分の1以上の要請により、会長は臨時運営委員会を招集することができる。

## 第11章 委員会

- 第23条 本会の目的を達成するため、次の委員会を設ける。
1. 学年委員会  
学年親睦会の開催、給食試食会、夏休みのプール当番など。
  2. 保健体育委員会  
心肺蘇生法講習会、野田小学校で行うスポーツ大会、南部九校で行う南部九校スポーツ大会など。
  3. 生活指導委員会  
集団登校の運営や地域の巡視などを行い、児童の安全を守る。
  4. 広報委員会  
学校行事やPTA行事の写真撮影及びPTA新聞の作成と発行、配布など。
- 第24条 教職員の各委員は教職員会員の互選により若干名を選出する。

### 附則

- 第25条 この会に次の帳簿を備え管理する。  
金銭出納帳。銀行預金通帳。領収書綴。議事録。その他必要な帳簿。会員は自由に帳簿を見ることができる。
- 第26条 会則に定めのない事項については別に定める諸規定による。
- 第27条 この会則は総会において出席者の過半数の同意によって改正することができる。  
但し、改正案は総会前に全会員に通知しておかなければならない。
- 第28条 この会則について疑義を生じた場合は運営委員会の解釈にしたがう。
- 第29条 会長の委嘱により顧問を設けることができる。
- 第30条 本会則は昭和52年4月1日より施行する。

# 改 正

- ・第7章の第13条4項(ニ)を改正 (平成2年3月3日)
- ・第9章の第17条3項を改正 (平成4年3月7日)
- ・第7章の第13条1項を改正 (平成11年3月6日)
- ・附則 第29条、第30条を改正 (平成14年3月2日)
- ・第5章の第7条を改正 (平成15年3月7日)
- ・第7章の第13条1項を改正 (平成23年5月14日)
- ・第2章の第2条1項を改正 (平成24年2月24日)
- ・第8章の第14条、第16条を改正 (平成24年2月24日)
- ・第9章の第17条1項を改正 (平成24年2月24日)
- ・第10章の第19条、第20条を改正 (平成24年2月24日)
- ・第11章の第23条4項を改正 (平成24年2月24日)
- ・第7章の第13条に7項を新たに追記 (平成26年5月24日)
- ・第8章の第16条を改正 (平成27年5月23日)
- ・第6章の第10条、第12条を改正 (平成30年2月23日)
- ・第11章の第23条を改正 (平成30年2月23日)
- ・第5章の第7条を改正 (平成31年2月22日)
- ・第6章の第10条、第11条、第12条を改正 (平成31年2月22日)
- ・第7章の第13条1項、4項、を改正 (平成31年2月22日)
- ・第10章の第22条を改正 (平成31年2月22日)
- ・第11章の第23条を改正 (平成31年2月22日)
- ・第6章の第10条、第11条、第12条を改正 (令和元年2月21日)
- ・第7章の第13条を改正 (令和元年2月21日)
- ・第8章の第14条、第15条、第16条を改正 (令和元年2月21日)
- ・第9章の第17条を改正 (令和元年2月21日)
- ・第11章の第23条を改正 (令和元年2月21日)

## <財務規定>

### 予算

第1条 各委員会は事業計画に基づき予算案を作成し、会長に提出する。

### 収入

第2条 会費は年度初めに会員の家庭数を調査し、年間計画を作成する。

第3条 会員の会費納入は銀行振込を原則とし、運営委員会で指定した銀行及び振替日（年2回）前日までに振込むこととする。転出等により年度内に途中退会される場合は、退会日の翌月分より返金することとする。

### 支出

第4条 各委員会の長は支出を伴う活動を行う場合、予算に基づき会計の承認を得て支出する。

### 資金前渡し

第5条 各委員会の活動を円滑にするため各委員会に資金を前渡しすることができる。  
但し、1カ月以内に精算することとする。

### 決算

第6条 各委員会の長は各委員会の事業の予算執行結果及び年度末までの予算執行予定について調書を作成し、決算総会までの予め指定された期日までに会計へ提出する。

### 決算報告

第7条 決算総会に提出する決算報告は各項目毎に予算実績を対比した支出決算報告、会計監査報告のほか必要な明細書を添付するものとする。

第8条 決算総会に提出した決算報告の締切日から年度末までの収支については次年度予算総会までに前年度役員及び会計監査による追加決算報告書を作成し、次年度役員に引継ぐものとする。

第9条 この規定は運営委員会において出席者の過半数の同意によって改正することができる。

### 改正

- ・第8条、第9条を改正 (平成24年2月7日)
- ・第3条を改正 (平成25年2月5日)
- ・第2条を改正 (平成31年2月22日)
- ・第6条 備品台帳を削除 (令和元年2月21日)

## < 選挙規定 >

### 役員選挙

- 第1条 役員選挙は次の通り行う。
1. 会則 13 条により設立された選挙管理委員会は 11 月中に選挙の公示を行う。
  2. 公示日から 7 日間を役員立候補者の受付期間とする。
  3. 投票日は、選挙管理委員会において決定する。
- 第2条 第 1 条の期間中、選挙管理委員会は広報委員会の協力のもとに役員選挙について積極的な広報活動を企画し推進する。
- 第3条 立候補者が役員の数と同数の場合は、選挙公報を作成し、全会員に周知徹底を行い、信任投票をする。有効投票数の過半数をもって信任される。
- 第4条 立候補者が役員の数を超える場合は、選挙公報を作成し、全会員に周知徹底を行う。
- 第5条 選挙は在宅投票により行い会員の 3 分の 2 以上の投票がなければ無効とする。
- 第6条 選挙実務のための様式は選挙管理委員会において決定する。

### 運営委員及び各委員選挙

- 第7条 各委員会、委員の選出は次の通り行う。
1. 新年度当初以前に希望がある場合は役員にその旨を申し出ることができる。
  2. 新年度最初の学年懇談会において、各学年で 4 委員を選出する。
    - ① 立候補を優先する。
    - ② 立候補者が多い場合は、互選により決定し、話し合いの上、所属委員を決める。
    - ③ 立候補者がいない場合は第 10 条による辞退理由該当者を除き、話し合いにより不足数の補充を行った後、所属委員を決める。
  3. 兄弟姉妹関係等で重複した場合は、候補者数で学年を調整する。
  4. 各委員決定までの事務手続きのみ各学年の先生で行う。
- 第8条
1. 学年から選出された各委員により各委員会を設立し、互選により委員長 1 名、副委員長 2 名を選出する。
  2. 子どもが初めて入学する 1 年生の保護者は、委員長就任は免除される。
  3. 委員長、副委員長を経験した会員は立候補の場合を除き、正副委員長への就任は免除される。
- 第9条 各委員、各委員会の正副委員長の選出は 5 月末までに行う。
- 第10条 委員の選出に当たっては、次の場合を除き就任を辞退することはできない。
- (イ) 出産の前後
  - (ロ) 4 月 1 日現在で 2 歳以下の未就園児保育中
  - (ハ) 2 年連続で役員・会計監査に就任した場合は、以後 3 年間は役員・会計監査・各委員を免除される。
- (ニ) 1 年間、各委員に就任した場合、委員会への出席及び活動状況によって妥当だと認められる場合は、以後 1 年間は委員を免除される。

(ホ) その他、免除理由が適当と認められると思われた場合。

第11条 この規定は運営委員会において出席者の過半数の同意によって改正することができる。

- ・ 第7条、第8条3項・4項、第10条を改正 (平成18年3月3日)
- ・ 第10条を改正 (平成22年9月7日)
- ・ 第1条、第3条を改正 (平成23年6月7日)
- ・ 第9条を改正 (平成29年2月17日)
- ・ 第7条、第8条、第10条を改正 (平成30年2月23日)
- ・ 第7条、第8条、第10条を改正 (平成31年2月22日)
- ・ 第7条を改正 (令和元年2月21日)

## <個人情報取扱規定>

### (目的)

第1条 豊中市立野田小学校 PTA（以下、「本 PTA」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 本 PTA は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 本 PTA における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

### (取扱者)

第4条 本 PTA における個人情報データベースの取扱者は、PTA 役員とする。

### (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 本 PTA は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

### (利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (3) 会則作成
- (4) 広報紙作成
- (5) 生活指導委員による地区割り名簿作成
- (6) 本 PTA 活動全般

### (利用目的による制限)

第8条 本 PTA は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が安全管理措置として、PTA において施錠保管するものとし厳正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送



付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る・受ける際の記録の作成等)

第12条 個人情報の第三者に提供したとき、若しくは第三者から個人情報の提供を受けるときは次の項目について記録を作成し3年経過後の年度末まで保存する。

(\* 第三者とは第11条第1号から第4号の場所及び府、市役所、出張所を除く)

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供をする若しくは受ける対象者の氏名
- 4 提供をする若しくは受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨 (事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第13条 本PTAは、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第15条 本PTAは、PTA役員に対して、定期的に個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第16条 本PTAは、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第17条 本PTAは、「PTA会則・役員・委員名簿」における「豊中市立野田小学校PTA個人情報取扱規定」項は、役員会・運営委員会において改正する。

附則

本規定は、令和2年2月23日より施行する。

# < P T A 慶弔規定 >

## 第 1 条趣旨

会員及び児童の慶弔に関しては、ともによろこび、ともに悲しみ、ともに励まし、会員相互の信頼を深めるために定める

## 第 2 条対象

会員（保護者・教職員）及び児童。

## 第 3 条運用

### 1. 死亡の場合

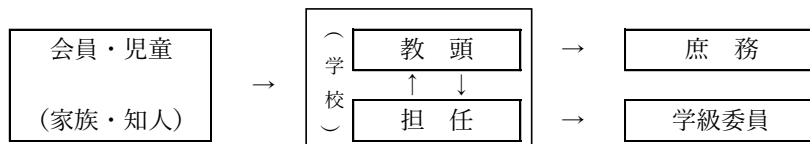
イ・会員（保護者・教職員）	香典	5,000円
	しきみ	1基
ロ・児童	香典	5,000円
	しきみ	1基

### 2. PTA 活動に係る交通及び災害事故の場合(骨折またはそれに準ずる障害)

イ. 会員	お見舞	5,000円
ロ. 児童（登下校時も含む）	お見舞	5,000円
3. 会員の家が火災等の事故によって、起居に支障をきたしたる場合	お見舞	5,000円

## 第 4 条附則

1. 教職員の結婚に際しては、祝電にて祝意を表する
2. 会員、児童に慶弔及び事故が生じた場合は、次の経過で連絡する



3. 会葬者は役員・学校側代表・当該担任・同学級児童（又は代表児童）、当該委員長及び委員、運営委員の有志
4. 上記いずれの場合も、内祝、満中陰志はしない
5. 第 3 条第 2 項の「それに準ずる傷害」については入院治療 1 週間以上とする
6. PTA 活動に係る会員の物損については、運営委員会の承認を得て 10,000 円を上限としてお見舞い金とする
7. 本規定の変更は、運営委員の発意により、役員が起草し、運営委員会の過半数の賛成を得て加除修正をする

## 改正

- ・ 第 4 条の第 5 項・第 6 項・第 7 項を改正 (平成 5 年 3 月 5 日)
- ・ 第 3 条の第 1 項を改正 (平成 26 年 2 月 4 日)